

平成 23 年 10 月

関西広域連合議会総務常任委員会会議録

平成 23 年 10 月関西広域連合議会総務常任委員会会議録 目次

平成 23 年 10 月 8 日

|   |                      |   |
|---|----------------------|---|
| 1 | 議 事 日 程 .....        | 1 |
| 2 | 出 席 議 員 .....        | 1 |
| 3 | 欠 席 議 員 .....        | 1 |
| 4 | 事務局出席職員職氏名 .....     | 1 |
| 5 | 説明のため出席した者の職氏名 ..... | 1 |
| 6 | 会 議 概 要 .....        | 2 |

○議 事 日 程

開会日時 平成 23 年 10 月 8 日  
開催場所 和歌山県議会 予算・決算特別委員会室  
開会時間 午後 1 時 44 分開会  
閉会時間 午後 3 時 51 分閉会

議 第

第 1 副広域連合長挨拶

第 2 調査事件

広域職員研修について

資格試験・免許等について

国出先機関対策について

災害対策について

その他

---

○出 席 議 員 (18名)

|              |              |
|--------------|--------------|
| 1 番 大 井 豊    | 11 番 藤 井 訓 博 |
| 2 番 吉 田 清 一  | 12 番 大 野 ゆきお |
| 3 番 菅 谷 寛 志  | 13 番 日 村 豊 彦 |
| 4 番 山 口 勝    | 14 番 山 口 信 行 |
| 5 番 中小路 健 吾  | 15 番 吉 井 和 視 |
| 6 番 上 島 一 彦  | 16 番 尾 崎 要 二 |
| 7 番 杉 本 武    | 18 番 山 口 享   |
| 8 番 富 田 健 治  | 19 番 福 山 守   |
| 10 番 吉 田 利 幸 | 20 番 竹 内 資 浩 |

---

○欠 席 議 員 (2名)

9 番 横 倉 廉 幸  
17 番 福 間 裕 隆

---

○説明のため出席した者の職氏名

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 副広域連合長、広域職員研修担当委員 | 仁 坂 吉 伸 |
| 本部事務局長            | 中 塚 則 男 |
| 本部事務局次長           | 桑 野 正 孝 |
| 本部事務局次長 (調整担当)    | 村 上 元 伸 |
| 本部事務局総務課長         | 田 中 基 康 |
| 本部事務局企画課長         | 小 谷 充 茂 |
| 本部事務局国出先機関担当課長    | 中 谷 文 彦 |
| 本部事務局課長(滋賀県担当)    | 富 永 重 紀 |
| 本部事務局課長(京都府担当)    | 亀 澤 博 文 |
| 本部事務局課長(大阪府担当)    | 松 本 正 光 |

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 本部事務局課長(兵庫県担当)    | 森 安 秀 和 |
| 本部事務局課長(和歌山県担当)   | 山 田 成 紀 |
| 本部事務局課長(鳥取県担当)    | 亀 井 一 賀 |
| 本部事務局課長(徳島県担当)    | 桑 村 光 明 |
| 本部事務局参与(和歌山県)     | 野 田 寛 芳 |
| 本部事務局資格試験参与(和歌山県) | 御 前 祐 司 |
| 広域職員研修局長          | 米 澤 朋 通 |
| 広域職員研修局次長         | 田 中 亨   |
| 広域職員研修局研修課長       | 和 歌 哲 也 |
| 広域職員研修局参与(滋賀県)    | 日 爪 泰 則 |
| 広域職員研修局参与(京都府)    | 番 場 靖 文 |
| 広域職員研修局参与(大阪府)    | 榮 野 正 夫 |
| 広域職員研修局参与(徳島県)    | ・ 田 晋 一 |
| 広域防災局長            | 藤 原 雅 人 |
| 広域防災局防災計画参事       | 上り口 豊   |
| 広域防災局広域企画課長       | 石 田 勝 則 |
| 広域防災局参与(和歌山県)     | 宇 恵 元 昭 |

#### ○会議概要

午後 1 時 44 分開会

○委員長（吉田利幸） それでは、只今から関西広域連合議会総務常任委員会を開会いたします。

和歌山県の仁坂知事におかれましては、副広域連合長として、また今回の台風 12 号、15 号の甚大な被害の対策に多忙を極める中にご出席を賜りまして、ありがとうございます。

それでは、理事者側を代表いたしまして、仁坂副広域連合長から一言ごあいさつをお願いいたします。

仁坂副広域連合長。

○副広域連合長(仁坂吉伸) 関西広域連合議会総務常任委員会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、9月の初め、和歌山県は大変な水害に見舞われました。50人の方が亡くなり、5人の行方不明者が出ております。犠牲になった方に対しては、心からいつもお悔やみ申し上げますが、同時に、関西の一員でありますところの和歌山県がこのまま負けてしまうわけにはまいりませんので、大変な勢いで、今、復旧・復興を図ろうとして、県民が力を合わせて努力しているところでございます。この努力の中で、関西広域連合の各府県の方々が本当に助けていただいております、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

復旧には多くの土木の技術屋さんが必要でございます。和歌山県も総動員をしてそれに当たろうとしているわけでございますけれども、一遍に事を処しようとする、やっぱり少し足りません。同じことは市町村もそうでございます。広域連合の各府県、それから地域の市町村にも頼んでいただきまして、県に19人、それから市町村に10人、さらには岩

手県に和歌山県が応援に出しておったんですが、その代替もしていただきました。心からお礼を申し上げたいと思っております。

また、当初からボランティアの派遣についても、いつも議論しております知事さんたちにお願いを申し上げました。各府県から続々と助けに来ていただいております。そのほか、技術的支援を受けたり、各市町村ごとの協力をしていただいたり、枚挙に値することができないぐらいお世話になっているところでございます。重ねてお礼を申し上げたいと思います。

さて、今回の総務常任委員会は、広域職員研修あるいは資格試験・免許等、国出先機関対、災害対策をテーマに、和歌山県でこのように開催ということになりました。詳細は後ほどまず事務局からご説明申し上げますが、まず広域職員研修についてでございます。

これについては、府県の中堅職員を対象にいたしまして、8月と10月に、高野山を会場として政策形成能力研修、これを一緒にやろうということで開催をいたしました。

さらに、段々と今、拡大中でございますけれども、できますれば、各府県のやっておる専門研修にそれぞれ相互乗り入れをして、必要な場合には他府県の職員も、制度が許せば受け入れようということで話を進めているところでございます。

次に、資格試験・免許等については、平成23年度から24年度の2カ年で、予定しておりました三つの資格・免許統合システムの構築などをいたしまして、25年度から広域連合で集約すると。一元的に実施するというところで、効率化を図ってまいりたいと考えております。

国出先機関対策につきましては、各省においては、今年度に入り、もともと閣議決定をしておりました国出先機関の原則廃止という、その原則をかなり逸脱するような動きを示していると私は考えております。どうも閣議決定が思うよりも軽いような時代になっておるなということで、広域連合の各委員は、国に対してちゃんと物を言おうということで、昨日、井戸連合長、橋下国出先対策委員長をはじめ、みんなで分担をして、いろんな方面から抗議といいますか意見といいますか、そういうことを運動しているところでございます。

第3回のアクション・プラン推進委員会がその中で昨日開かれておりますので、この辺については後ほど報告をさせていただきます。

その次に、関西広域連合で、冒頭申し上げましたように、災害対策について、大変、和歌山県を特に助けていただくような形で頑張ってくださいましたので、台風12号に伴う被害状況とその対応、さらには各府県のご援助、そういうことについて説明をさせていただきますと思います。

委員の皆様におかれましては、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（吉田利幸） どうもありがとうございました。

広域連合の議会としても、この復興については全力を尽くしてまいりたいと思います。

それでは、続いて、調査事件についてでございます。

本日は、まず、広域職員研修、資格試験・免許等、国出先機関対策、災害対策の4件を調査事件としています。

まずは、広域職員研修、資格試験・免許等の2件について説明を聴取した後、質疑に移らせていただきます。

それでは、広域職員研修について、米澤広域職員研修局長からご説明を願います。  
米澤広域職員研修局長。

○広域職員研修局長（米澤朋通） 広域職員研修分野の米澤でございます。

広域研修事業についてご説明をさせていただきます。

資料の1をご覧ください。

本事業につきましては、現在、本県のほかに滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県にご参加いただき、2府4県の体制で実施しております。

そもそも本事業が広域連合で取り上げられるきっかけとなったのは、平成21年3月に開催された関西広域機構の分権改革推進本部会議において本県知事から、広域連合において合同研修を実施すれば職員間の交流が生まれ、将来、連合が発展した場合に大いに役立つとの発言を行い、各府県知事からの了解が得られたため、本県を事務局として、広域職員研修分野を立ち上げることとなった次第でございます。

本分野における主な体制といたしましては、分野事務局長と各府県の参与から構成される局長参与会議を開催し、本事業における基本的な方向性及び重要事項について検討を行い、府県下のコンセンサスを得ているところであります。

本事業の基本的な考え方としましては、各府県において実施している職員研修と棲み分けを行いながら、基本方針、具体的な研修内容等を盛り込んだ広域職員研修計画を毎年度策定いたしまして、それに基づき合同研修を行います。それによりまして、広域的な視点の養成及び業務執行能力の向上を図り、あわせて府県職員の相互理解及び人的ネットワークを形成することにつなげていきたいと考えております。

また、研修の実施結果について検証を行いながら、合同で実施することで効果が得られる、認められる研修の拡充を図っていききたいと考えております。

次に、取り組み状況についてですが、現在実施中のものも含め、三つの取り組みがございます。

まず、一つ目の取り組みは、集合型研修であります。これは府県職員を一会場に集め研修を行いまして、グループ演習等を通じ、幅広い視野を持った職員を養成し、あわせて職員相互の交流により府県間連携を深めることを期待するものであります。

本年度の政策形成能力研修につきましては、8月と10月の2回、三日間の日程で、高野山の宿坊である不動院において、将来の広域連合を担う30代の若手職員を対象に、各府県、1回につき5名ずつ推薦をいただきまして、30名の定員により実施いたしました。

カリキュラムにつきましては、政策立案に関する講義の後、観光振興を題材として、グループによるフィールドワークを取り入れた政策立案等研修を行いまして、講師としては、公共政策分野において東京大学名誉教授 大森 彌氏、観光振興分野におきましては、NPO法人グローバルキャンパス理事長 大社 充氏、NPO法人高野山異文化交流ネットワーク代表 松山典子氏の3名をお迎えして、熱心にご指導をいただきました。

研修結果としましては、受講者から「各府県職員のいろいろな異なる考え方を学んだ」、「人事交流について大いに繋がった」等のご意見をいただいております。来年度以降についても、会場、政策立案演習で取り上げるテーマ等を変更しながら、継続実施していきたいと考えております。

二つ目の取り組みは、府県連携型研修であります。

これは各府県で主催しております研修について、他府県からの職員を相互に受講参加させることによりまして、府県職員に幅広い研修メニューを提供し、受講機会を増やすことにより能力向上を図るものであります。また、実施することによりまして、各府県の研修に対する理解が深まり、当分野における今後の研修メニュー等の効率化につながる検討を進めることができるものと考えております。

具体的には、各府県が主催しております研修内容をデータベースにまとめまして、その中から資料に記載をさせていただいている具体例のような府県の独自性が認められる研修を選定いたしまして、連合の受講枠を設けて実施するものであります。

三つ目の取り組みは、WEB型研修でございます。

これは法務能力、簿記等の各府県が共通して取り上げて実施しているような研修を対象として、WEBを活用して、一会場で行っている研修の内容を他の会場に同時配信することで、府県職員が一斉に受講できる体制をつくることによりまして、参加府県における事業の効率化を図るものであります。この取り組みにつきましても、安定したインターネット配信環境について検証を行う必要がございますので、具体的な実施方法を検討して、執行を行ってまいりたいと考えております。

現在、本分野で考えている取り組みは以上でございますが、今後におきましても、研修内容の精査を行いまして、各府県における研修事業について相互理解を深めながら、広域連合において実施するにふさわしい研修を計画してまいりたいと考えております。

広域職員研修事業についてのご説明は以上でございます。

○委員長（吉田利幸） それでは次に、資格試験・免許等について、中塚本部事務局長からご説明を願います。

中塚本部事務局長。

○本部事務局長（中塚則男） それでは、資料2に基づきまして、ご説明申し上げます。資料2の1ページをお願いいたします。

趣旨としまして、府県ごとに実施しています試験・免許事務を広域連合に集約しまして、事務の効率化、経費削減を図ろうとするものであります。

具体的には、調理師、製菓衛生師、准看護師の三つの資格試験につきましても、試験問題の作成委員会の運営、試験の実施等の試験事務、免許交付以下の免許関係事務を行うというものです。

それぞれの受験者数なり免許登録者数については、参考欄に記載のとおりであります。

参加府県としましては、現在、滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山の2府3県ですけれども、徳島県が来年度から参加を予定されております。この点につきましても、11月もしくは12月の府県議会において規約の改正をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

4番目に事業計画ですけれども、今年度につきましても、試験免許統合システムを2カ年にわたって構築する準備を今現在進めております。24年度に必要な整備を行いまして、試験は25年度から実施、免許交付事務についても同様ということになります。

今年度については、参与会議等あるいはワーキングチームを設置しまして、実施事務の詳細を現在検討しているところです。

事業効果としましては、年間3,000万円程度の事務コストの削減が見込めるのではない

かという積算をしております。そのほか、現在は窓口での申請に限られていますけれども、郵送を通じての申請・交付手続に改めるなどの簡便化も図っていきたいというふうに考えております。

次ページに詳細なスケジュールを記載しておりますので、また後ほどご覧いただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（吉田利幸） それでは、ただいまの説明のあった2件について、ご意見、ご質問等があれば。

○中小路健吾委員 資格試験・免許の件ですけれども、それぞれ調理師、製菓衛生師、准看護師の受験者数、総体で5府県分だと思いましたが、それぞれの府県の内訳はわかりますか。

○委員長（吉田利幸） 事務局からどうぞ。

○本部事務局企画課長（小谷充茂） 内訳の数ということでございますね。製菓衛生師の例えば受験でいいますと、滋賀県で約100名でございます。京都府で約500名、大阪府で約800名、兵庫県で400名、和歌山で135名というようになっております。

あと准看護師でいいますと、受験者数で、滋賀県で約100名です。京都府で120名ほど。大阪府で750名ほど、兵庫県で200名、和歌山で200名ということになっております。

とりあえず受験者数だけで、もしそのほかの細かい例えば既存の登録者でありますとか、再交付の数字が必要でございましたら、また資料で提出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○中小路健吾委員 それではまた、資料で、それぞれの府県の内訳、保有者等々、丸めた数字でも結構です。大体どれぐらいなのかというのをぜひお教えをいただきたいというのは要求しておきたいと思っております。

一方で、これはそれぞれ府県が単独でやっていたときというのは、多分、人数によっても必要な予算が変わってくると思うんですが、大体どれぐらいで、先ほど本部事務局長からは、大体3,000万円ぐらいの効果では見込めるだろうということなのですが、大体、それぞれの府県は今までどれぐらいの予算でやっていらっしやったか。例えば、決算ベースであれば資料が出ると思うんですが、わかりますでしょうか。

○委員長（吉田利幸） 小谷企画課長。

○本部事務局企画課長（小谷充茂） 現在、各府県の予算は手持ちございません。2府5県の合計でいいますと、設立時に調べた額で約1億5,000万円ほどかかっておりました。先ほど3,000万円ほど削減効果があるのではないかとということで、今、連合で1億2,000万円ぐらいで実施できるのではないかとというふうに思っております。

個別のデータについては、また後ほどお知らせしたいと思っております。

○中小路健吾委員 2府5県で1億5,000万円、今、ここにあるのは5府県なんですけど、これは徳島、鳥取さんも入れた数字で1億5,000万円という理解でよろしいですか。

○本部事務局企画課長（小谷充茂） 徳島を除いた2府3県の5府県です。

○委員長（吉田利幸） 大野委員。

○大野ゆきお委員 広域職員研修の件で二、三お伺いしたいと思っておりますが、まず、そもそも論で、この夏の研修場所が高野山になっているんですけれども、この選ばれた理由を



まずお聞かせいただけますか。

○委員長（吉田利幸） 米澤広域研修局長。

○広域職員研修局長（米澤朋通） まず、初年度につきましては、和歌山県が今、研修を担当させていただいているということでございまして、結局、和歌山県の高野山ということが1点と、あともう1点は、今年度のテーマが観光振興をテーマにしておりますので、高野山におけるフィールドワークの場としても提供させていただこうということで選定をさせていただいたところでございます。

○委員長（吉田利幸） 大野委員。

○大野ゆきお委員 わかりました。ありがとうございます。

もう1点、こういった研修をされた場合は、非常に皆さん、清新な思いといいますか、学ぶことはいっぱいあると思うんです。我々議員もいろんな形で研修会とかするんですが、問題はその後の問題でありまして、せっかくいいお話を聞いて、ああ、そうだなと思っても、なかなかそれが実行に移せないといいますか、時間とともに、また新たな研修を受けてしまって、前の研修がそのままになってしまうケースもなきにしもあらずでございまして、これを受けられた方々の後のフォローアップという部分が非常に大事ななと思うんですが、そういったことは何か考えておられるのでしょうか。

○委員長（吉田利幸） 米澤局長。

○広域職員研修局長（米澤朋通） まず、研修を実施した内容につきまして、冊子等でそれぞれ職員でグループで作っていただいた内容について引き継いでいこうということで、もう1点は、研修の大きなねらいであります各府県の職員のネットワークを広げていただくということに関しましては、今回もグループごとでそれぞれ集まっておりますし、宿坊で宿泊研修ということでございますので、夜には交流会等をしていただきまして、今回2回、私も参加させていただきましたけども、職員それぞれ大変よく盛り上がり、仲間意識を持って研修に臨んでいただいたところです。

メールリストでありますとか、あと8月の初回の組は、もう一回、同窓会をやったようでございますので、今後もそれぞれそういう形で職員間の交流を深めていただきたいと思いますと考えております。

○委員長（吉田利幸） 大野委員。

○大野ゆきお委員 特に今、おっしゃられた部分、交流という部分は非常に大事ななと思います。私も、この関西広域連合の議員で参加させていただいて、各府県の皆さんのいろんな発言とか考え方をお聞きして、随分と参考になっておりますので、どうか引き続き、こういった研修を通して、広い視野に立っていただいた優秀な職員の育成に更にご努力をお願いしたいと。これは要望しておきます。

ありがとうございます。

○委員長（吉田利幸） それでは、吉田委員、どうぞ。

○吉田清一委員 職員研修について、1点、お尋ねしたいと思います。

1ページなんです、基本的な考え方というのが2番にありますね。その一番最初に、参加府県が実施する職員研修との機能分担を図り云々とある。この機能分担、あるいは説明では棲み分けをきっちりすると。この機能分担、あるいは棲み分けというのは、具体的にどういうことであるのか、きちんと説明してもらいたい。あるいは、何だったら資料

で欲しい。説明をお願いします。

○委員長（吉田利幸） それでは、米澤広域研修局長。

○広域職員研修局長（米澤朋通） 大きな考え方としまして、機能分担につきましては、今回、政策形成能力研修をまず実施させていただきました。こちらの研修については、関西という視野で政策を考えていただくということでございます。各府県で実施されている研修につきましては、やはりそれぞれの府県で必要な職員の能力の育成であったりとか、各府県の課題である政策を磨いていくということで実施していただいているので、大きな機能分担としましては、関西を視野に置いた研修をしていくというのが機能分担の考え方でございます。

加えまして、今後、各府県の相互乗り入れということで研修を進めてまいりたいと考えておりますけれども、こちらにつきましては、やはりどこの府県も財政状況が厳しくございますので、それぞれ本来やりたい研修を、やっぱり予算の制約があってそれぞれ実施されているところでありまして、その中でも、各府県独自ですばらしい研修というのをされておりますから、そこに他府県の職員が参加することによって、研修の幅を関西の中で広げていこうというのがもう1点考えているところでございます。

○委員長（吉田利幸） 吉田委員、どうぞ。

機能分担、棲み分け、視点が違うんだと。関西という視点と、あるいはそれぞれの府県が持つ課題の研修。それは何となくわかるんですけど、心配するのは二重になるのではないのか。今、たまたまやられたこの2回は政策的なことですね。これ以外のことも考えておられると思うんですが、その辺の棲み分けですね、二重にならないのかということ。その辺が構成府県の研修、あるいは関西広域連合としての研修は、我々住民に対してははっきりとさせてもらう必要があるんじゃないかなと思います。

○委員長（吉田利幸） それでは、米澤局長、どうぞ。

○広域職員研修局長（米澤朋通） 取り組み状況を3点ご説明させていただいております。まず政策形成能力研修、これは基本的に集合研修で考えておりますけど、これは先ほど申し上げたように、関西という視野でみんなに政策を考えてもらおうというものでございます。

各府県の参与等議論する中でも、やはりそれぞれの県でダブリについては大変気にされておられまして、そういう点でも、いろんな研修をどんどんここで実施していくということでございますので、基本はこの政策形成能力研修、そしてそれを補う形で、各府県で構成しておられる研修にそれぞれ相互乗り入れで、府県連携型で入らせていただくというものと、それと次のステージで、WEB研修でWEBを使って研修することによって、各府県、参加府県全体の研修の効率化をしていこうということでございますので、ダブリがないという点についてはよく肝に銘じて、それぞれ研修の向上に図ってまいりたいと考えております。

○委員長（吉田利幸） 吉田委員。

○吉田清一委員 今度の中期の計画の中でも、そういうことを明確に記載していただければというふうに思っています。

以上です。

○委員長（吉田利幸） 山口委員、どうぞ。

○山口 勝委員 すみません、資格試験・免許の確認で二、三点教えていただきたいんですが、今回の目的は、一元的な管理と事務の効率化ということなんですけれども、いわゆる受験者側から見た形での一つはメリットといいますか、そういったものは何があるのかということと、確認で教えていただきたいのは、今は府県ごとに試験問題作成、試験を実施されているということでありまして、当然、試験問題の作成等に関しては、今後、統一された形のものになるという形であろうかと思えます。今までも各府県であったレベルの差というのは当然均一化されているでしょうから、それは差がないと思うんですけども、試験実施も従来どおり各府県で行われるという形のものとして受けとめたいいんでしょうか。

それと、データ移行ですけれども、これは免許登録者数が調理師であれば60万人とか、製菓衛生師3万人、准看護師16万人、すべての免許保持者の方々のデータを関西で一元的に管理をしていく、このような状況になるんでしょうか。

○委員長（吉田利幸） 小谷企画課長。

○本部事務局企画課長（小谷充茂） 受験者のメリットということでございますけども、これまで各府県ですと、それぞれ保健所なり県庁なりに申し込みを直接行かなければならなかったということがあるんですけど、そういったものを郵送化したりとかということを考えております。

試験の実施については、各府県で実施、試験会場を1カ所にするわけではございませんので、各府県で実施をしたいと思います。

ただ、複数会場があるようなところは、受験者に不便をかけないような範囲で統合もしていきたいと思っております。

三つ目のデータ移行に関しましては、これまで登録している、基本的には、すべての免許保有者のデータを統合システムに入れる予定でございます。

以上でございます。

○委員長（吉田利幸） 山口委員。

○山口 勝委員 統合システムに入れるということですけども、私、法律的にはわからないんですが、各府県固有に、一応、個人情報的に管理をされている免許保持者といえますか登録者数になっていますが、これを新たに関西広域連合で受けるという、いわゆる管理主体が関西広域連合になるんですけども、個人情報の法律の中身みたいなものがあるのかないのか、この点について教えていただきたい。

○委員長（吉田利幸） 小谷企画課長。

○本部事務局企画課長（小谷充茂） データの管理ですけど、基本的には広域連合で実施する事務というのは、これまで府県で実施した事務を完全に広域連合に移しますので、広域連合の事務としての権限になりますので、そういった情報については問題ないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（吉田利幸） 続いて、富田委員。

○富田健治委員 研修なんですけれども、これはテーマも大切と思うんですが、研修をすべく各府県から集まってこられて、それでほかの県の例えば事務のやり方とかいうことは少しずつ違う部分もあるんでしょうね。それをお互い情報交換なさいますので、いいと

こどりで本当にプラスが出てくるんだらうなと思います。そして、それ以上に人間関係と  
いいですか、同窓会をするぐらいになっていただいたら、もう1日、懇親会を増やしても  
らってもいいぐらいの感じがしています。

せっかくの研修、まず政策形成能力をやっておられますが、例えば、この受講者ですけ  
ど、色々なところに若手がありますので、例えば、広域的な業務に携わっている若手など、  
どの様にして受講者を選ぶのか。

必ずやどこかに研修の成果が出てくると思うんですけど、今のところ、とりあえず広域  
連合としての事業でもありますので、それにかかわる職員なんだろうかと。観光にかかわ  
っている人とか、7分野あります。環境もそうですね。どの様にして選ぶのかをちょっと  
教えて欲しいのと、例えば、内容でここに書いてありますけれども、観光振興を題材とし  
たときに、どんなことがあるのかなど。大森 彌先生はどんなことを言われたのだろうか  
とか、非常に興味があります。そういうのをレポートか記録か何かにまとめられるとい  
うようなことも先ほどご答弁にありましたので、本当は職員の皆さんと一緒に研修を受け  
たいぐらいなんですけども、そのポイントだけでも、一回ちょっと教えてほしいなと思  
います。受講者をどうして選ばれるのかというのと、中身はどんなものだったのかなど。

実は費用も心配してしまして、受講者からすごいお金をとるんですか。予算がないかも  
知りませんが、こういうことにお金をかけいとあかんと思うんですよ。必ず先で芽吹く  
わけですから。当面の財布ばかり見ずに、先で値打ちの出るようなお金を生かして使う  
という意味では、非常に大切なことだと思います。

それと、各府県の研修にも合流、参加されるというのも、これは別段、ものすごく費用  
がかかるわけでないですから、参加すればいい話ですから、これは大いに参加型は進めて  
ほしいなと思います。

それと、冬になって高野山では寒いと思いますので、場所も上手に2府5県で回るよう  
なことも考えてあげてください。それは要望です。

以上です。

○委員長（吉田利幸） それでは、米澤広域研修局長。

○広域職員研修局長（米澤朋通） まず、1点目の受講者は各府県でどのように選んで  
いただいているか。これは各府県に推薦のほうはお任せしておりまして、聞いていると  
ころによりますと、自薦を求めたところ、それとそれぞれ人事当局である程度選定のよう  
なものも入れていただいたところ、大体、受講者に聞いていますと、自分で手を挙げたとい  
うのが多うございました。本当に初回だったので、民間経験のある職員も結構来てくれ  
たりとかしてしまして、技術屋さん、事務方問わず、いろんな職種の職員に集まってい  
ておりました。

2点目、研修の内容につきましては、簡単な報告にいたしまして、また提出をさせてい  
ただきたいと思います。

大森先生は、全体の政策立案の研修をするというのはどういう心構えですとかとい  
うような大きな視点でお話をいただきまして、一番おっしゃっておられたのは、まず政策  
を作るに当たっては気づきが大事だと。府県の職員というのは、いろいろ視野を広く持  
って、気づきをすることによってそれが政策につながっていくと。何も気づかない者は  
職員として苦しめないし、政策も生まれないということなので、いろんな分野、県民の  
方はどうい

うところでお困りなのかとか、府県をどうしていったらいいのかという気づきをまず持つことが大事だということをメッセージとしておっしゃっておられました。

あと3点目、予算的なことですが、これは広域研修分野で300万円ほど予算をいただいておりますので、この政策形成研修につきましては、その300万円で実施をさせていただいておりますので、これは宿坊にお泊まりいただくような費用をみさせていただきます。高野山に来ていただく旅費はそれぞれ各府県のほうでお持ちいただきます。懇親会等の費用は、それぞれ参加者の負担ということでございます。

4点目のご要望もありましたけど、そういう形で、各府県で旅費を負担していただいておりますので、ずっと持ち回りで開催していくような形で今後していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（吉田利幸） ほかにございませんでしょうか。

それでは、菅谷副委員長。

○副委員長（菅谷寛志） 研修について、ちょっとお伺いしたいんですけども、その研修の目的として三つ挙げられております。

大きくご説明がありましたように、今、関西に立脚した視点を持った、広域的な視点を持った職員を育成していこうということが一つ、もう一つは、各府県独自でやっているさまざまなメニュー、これを受講することによって新たなアイデアが生まれてくる。

もう一つは、行政マンとしての基礎的な部分の研修をWEBなんかでやっていこうという話なんですけど、これも広域連合を作るときの私の理解として思っていたのが、やはり広域連合で職員研修をやることによって、各府県の効率化が図れていくというところに主眼があったように思うんですね。京都府議会で広域連合に参加するか否かという話の中で、広域連合でやることによって効率化が図られていくんだという議論があったんですね。

今話を聞いていますと、広域的視点を持った職員さんも育成していく。これは大事なことですよ。やらなきゃいけないんですけども、いけないんですけども、当初やっぱり参加府県にメリットがあるということは、例えばWEBかどうかは別として、職員のベース、基本的なベースを広域連合でやることによって、各府県の分担、あるいは効率化が図られていってスケールメリットがあるんだよというところが大きかったと思うんですよ。

今の説明を聞いていますと、どうもそれが後ろのほうに行ってしまうと、広域的視点を持った職員を育成していくというのが前に出ている。これは悪いということじゃないですよ。これもやらなきゃいけないんですけども、当初の考え方とちょっとずれているんじゃないかなと、ちょっと感じたので、その辺りいかがでしょうか。

○委員長（吉田利幸） 米澤広域研修局長。

○広域職員研修局長（米澤朋通） 今のご指摘をいただきましたように、広域視野を持った職員を育成していくというのと効率化を進めると、二つ大きな目標がございます。まずはやっぱり集まって一緒になって研修していこうということで、広域視野のネットワークの養成をまず今年度考えておまして、先ほどもご説明させていただいたように、今後、WEB研修ですとか相互乗り入れ、こういったところで効率化の部分を果たしていく。特に、WEBにつきましては、もう各府県、大体同じようなメニューを受けているというような研修でございますので、そういったところをWEBに取り込むことによりまして、効

率化を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（吉田利幸） 菅谷副委員長。

○副委員長（菅谷寛志） ありがとうございます。今、おっしゃった部分、そこだと思うんです。やっぱり各府県の効率化を図っていった、それを広域連合でやって、その発展型で広域的な視野を持った、同時進行かもしれないですけども、広域的な視野を持った、そういう職員を育てていく。両輪だと思いますので、ぜひとも各府県が広域連合に参加して、職員研修は非常に効率的になってきたなど、かつ人脈のネットワークもでき広域的視点も持ってこれたなど、全部が一体とならなあかんと思いますので、そのあたりをちょっと指摘しておきたいと思います。

以上です。

○委員長（吉田利幸） それでは、他になれば、続いて国出先機関対策について、中塚本部事務局長からご説明をお願いします。

中塚本部事務局長。

○本部事務局長（中塚則男） では、資料3に基づきまして、ご説明申し上げたいと思います。

その前に、前回9月10日の第1回総務常任委員会のごときにご報告させていただきましたように、7月1日の第2回の政府のアクション・プラン推進委員会におきまして、連合から橋下委員長が出席をされて、三つの出先機関の移管を求めると。その後、省庁のセッションが始まったということをご報告させていただきましたけれども、それ以後、事務方のセッションの中で、そもそも広域連合に移管すること、そのことを疑問視する声が非常に高まってきました。それと、東日本大震災の前に閣議決定されたスケジュールどおり進めることに対して、非常に省庁の抵抗が強く出てきたという情報が入ってきましたので、9月24日の広域連合委員会の場でそういうことを報告し、今後の対策を協議いたしました。

その結果、仁坂副連合長からもお話がありましたように、第3回のアクション・プラン推進委員会が開催されるまでに、政府の各大臣に要請をしようということを決めました。

その結果ですけれども、資料3の33ページにその報告をさせていただいております。

要請文については、34ページ以下につけさせていただいておりますけれども、その趣旨は、民主党のマニフェストに記載した国の出先機関は原則廃止と、この基本姿勢で改革に臨むと。それと、広域連合を受け皿とすること、これを前提に議論を進めていただきたい。そして、昨年12月に閣議決定されたスケジュールどおり進めていただきたいと、この3点の要請書をまとめまして、今週、10月5日の水曜、嘉田委員を代表としまして、環境省、そして内閣府、総務省ですね、ここを嘉田委員に代理で行っていただきました。

そして、昨日、国土交通大臣、経済産業省の政務官、そして藤村官房長官ということで、井戸連合長、橋下委員長と一緒に回らせていただきました。その後でアクション・プラン推進委員会に参加をしたという経緯でございます。

資料3の1ページをお願いいたします。

そのときの開催結果について、簡単にまとめさせていただいております。

当日は、委員会メンバーに加えまして、各関係府省の政務官、副大臣が出席をされ、知事としましては、広域連合から井戸連合長、橋下委員長、あと九州ブロックから大分県の広瀬知事、そして沖縄県知事が出席をされました。

その中の議論といたしまして、議事の要点と書いておりますけれども、下の主な発言で国土交通省の松原副大臣の発言が主だったんですけれども、そもそも今回の東日本大震災等を踏まえた経験を見ても、国の役割、国民の安全・安心に対する役割は大きなものがあるといったこと、あるいは出先機関改革を進めることは基本的に進めるんだけれども、さまざまな課題があるので、それをしっかりとクリアしていく必要がある。その際には、市町村の意見をよく聞いてほしいというような意見が松原副大臣からありました。

これらに対しまして、連合長と橋下委員長、さらにはアクションプラン推進委員会委員でもあります上田埼玉県知事等から、緊急時における対応の仕組み、これをしっかりやるということと、平時において出先機関を広域連合なりに移管するということはまた別の問題であるというふうなこと。それと、そのマニフェストに出先機関廃止というのを掲げて、スケジュールまで決めているのだから、それらを断固として進めていただきたいということを強く主張いたしました。

最終的に川端大臣が、出先機関原則廃止は閣議でも決定されたものであるもので、不退転の決意で取り組んでいきたいということを表明されました。このとき総理とも相談をしたと。総理からもスケジュールどおり、あのスケジュール感を持って進めていただきたいというふうなことを言われたというご報告がありました。

総理も先週の予算委員会で、所信表明の中で、地域主権改革はたった1行しか触れなかったということを批判されて、これは1行入魂であるというふうなことを答弁されていましたが、その思いを近く国民に対してメッセージを発していただきたいということを川端大臣は総理に頼んだと。総理のメッセージが近々発せられるだろうというご発言もございました。

川端大臣のその発言というものは、実は9月24日に連合委員会で、国の動きに対して非常に反発といいますか、批判を連合委員で議論を戦わせたということが内閣府のほうにも伝わり、川端大臣に伝わり、連合委員会ではスタッフとよく相談をして、過去の経緯をよく調べ、その上で、これはもう政務レベルで解決しなければならないということで、関係3大臣とも話をしたと。これを進めていこうということを約束したということを表明されておられました。ということをご報告させていただきます。

なお、この委員会のほうには、資料の3ページ以下、パワーポイントの資料を5ページまでつけておりますけれども、これについては詳しく説明しておりませんが、連合からこのような資料を出させていただいております。

非常に簡単ですけれども、以上、報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（吉田利幸） それでは、ただいまの説明について、ご意見、質問等があれば。

上島委員。

○上島一彦委員 今、説明があったんですが、井戸連合長をはじめ各知事が関係大臣、副大臣のところ、10月5日から7日にかけて要請に行かれたということで、昨日は第3回のアクション・プラン推進委員会に連合長と大阪の橋下知事が行ったわけなんです、そこでも官僚の猛烈な抵抗があったと。その中身が、特に国交省と環境省に関するもので、国交省からは、出先機関が果たした役割などを検証すべきであると。この度の大震災を受けて、先ほども話がありましたが、この度の大震災を受けて、国の出先の役割というのをもう一度検証すべきだということで、そうそう簡単には移管できないよという趣旨の発言

があったと聞いています。

それから、環境省も、外局として設置されている原子力安全庁に出先を活用するため移管を拒否するというふうに激しい抵抗がされたわけなんです、これは総務省とか内閣府は、出先機関の原則廃止ですね。これは閣議決定もあるわけですから、推進する立場。ところが、国交省、環境省がそれに対して強い抵抗をしているということが、今、明らかになっているわけなんです、ここで新たに、我々としてはそうではないよと。それは言い逃れであるよという形で、この際、強く働きかけていくべきだと。3機関の丸ごと移管は改めて強く働きかけていくべきなんです、その方策をお伺いします。

○委員長（吉田利幸） 中塚本部事務局長。

○本部事務局長（中塚則男） 方策の前にですけども、昨日国交省なり環境省から指摘された論点に関して、もう少し詳しい当方としての反論を、こういう反論をしたということをお話しさせていただきますと、国交省から言われました緊急時における対応と国の役割をしっかりと検証する必要があるという趣旨のご発言が重ねてあったわけですけども、これは緊急時において、そのような現在ブロック機関が果たしているような役割を果たさなければならぬ、これは明らかでありますし、そういう場合に、大規模な災害において、国の働きというのが必要であるということも、これは当然のことです。

ただ、そのことと、現在、広域連合が求めています出先機関の丸ごと移管、その機能をそのまま、ガバナンスを国の統治ではなくて広域連合の統治の下に置くということを言っているわけですから、機能をそのまま持つてくるということをおっしゃいますし、その後の例えば出先機関、他ブロックとの出先機関の連携についても、これまでどおりのことをやっていけばいいということを表明しているわけですので、全然違う筋の問題であるという反論をまずさせていただきます。

あわせて、緊急時において国が何らかの指示を出さねばならないという局面があるのは、それは当然のことでありまして、たとえ連合傘下に国のブロック機関が入ったとしても、内閣総理大臣なりの法律に基づく指示に対してはしっかりと従うということを表明しておりますので、その2点で、国交省がおっしゃっていることは、今回我々が求めていることと関係ないとは言いませんけども、論点が違う話であるというようなことを、昨日の議論の中で表明させていただいております。

それと、環境省から出ました原子力安全庁の問題については、原子力の規制をするというその機能が国の仕事であるということ自身については、別に広域連合としてもそれを否定するわけでは全然なくて、そのことをもって環境省の環境事務所の移管ができないという理由にはならないでしょうという反論を昨日もさせていただいているところであります。

いずれにしても、現在、各省庁からいろいろ指摘をされている点、例えば広域連合には参加も脱退も自由ではないかとか、あるいは公選の連合長とか公選の議員がないではないかとか、そういうガバナンスの問題も指摘されていますけども、これらについては、連合としての反論は既に用意していますので、これを近いうちに我々も先生方に相談しながら、連合としての意見を固めて、対外的にも表明していかねばならないというふうなことを今、考えています。

少なくとも、今週の動きの中で、政府の川端大臣のさっきご紹介しました発言が引き出



せましたので、少し風向きは変わるのかなという可能性はありますけども、まだまだ予断を許しませんので、連合としては、課題を指摘されているのはもっともなので、それに対してどう応えていくのか。それと、連合に各機関を移管、出先ブロック機関の移管を受けたときに、どのような組織でそれを運営しようとしているのか。それで住民にとってのメリットをどう発揮していこうとしているのかと、こういうことをこの6月に設置しましたプロジェクトチームの中で、議論をしていますので、これをなるべく早くまとめて、対外的に発表して、それでもって省庁セッションに臨んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（吉田利幸） 上島委員。

○上島一彦委員 おっしゃるように、国が緊急時に対応するのは、当たり前のことであって、まさにこの間の東日本大震災のときも、東京都からハイパーレスキュー隊が行ったり、大阪市の消防局、この関西広域連合の各府県からも、カウンターパートということで現地に真っ先に駆けつけたのは、これは国じゃないんです。府県が主体的に駆けつけたという実績が実際あるんですね。そんな中でも、まさに関西広域連合がカウンターパート方式で全国に先駆けたモデルを示したという事例にもなっております。

それと、国の出先機関よりも府県のほうが民意を反映したガバナンスを保てることは、当然のことですね。府県には公選職の知事がいらっしゃいます。和歌山には仁坂知事がいらっしゃいます。和歌山県議会の公選職の議員さんがいらっしゃるわけですから、当然、府県の方がガバナンスを反映していると、国の出先機関に比べてですね。

こんなことも反論の対象にしてほしいと思うんですが、我が大阪の知事も、昨日相当、頭にカリカリ来たということで、アクション・プラン推進委員会のほうで当初予定されていた中間取りまとめ案が出てこずに、議論済みの項目が検討課題として列挙されたと。政権がかわって政務官がかわると、今になって問題点を列挙するぐらいなら、今の政権与党が掲げた出先機関の原則廃止というのは、撤回してやり直せというふうなことも述べておりますし、同席をした埼玉県の上田知事も、地方分権推進室がもう後退室になっているというふうに表現をされているわけです。そして、仁坂知事も、今日冒頭で、国出先機関の廃止を決めたにもかかわらず、閣議決定から逸脱しているというふうなお話がありました。

そこで、仁坂副連合長にお伺いをしたいんですが、こういう国交省、環境省をはじめとする官僚の猛烈な抵抗ですね、それから政府と国会議員の姿勢についてどのようにお考えになっているか、お話しいただけますか。

○委員長（吉田利幸） 仁坂副連合長。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 私は、どんなときでも約束は守らなきゃいけない。決めたことはちゃんとやらないといけない。それで事情が変わったら、ごめんなさいと言って説明をして変えることはあっても、何か訳のわからないような形で約束を守らないというのは、とてもいかんと思います。

そういう意味では、今、議員、官僚とおっしゃいましたけれども、官僚だけじゃなくて、これは実際に演説している人は、実は政務三役以上の方なんですよね。そういう方は、閣議決定に反したようなことを言っているんじゃないかというふうに思います。

閣議決定を振り返りますと、まず国の出先機関は原則廃止だとちゃんと書いてある。さ

らに、地方の発意による選択的実施という、ちょっと訳のわからない文言であります、読みますと、その中に、広域連合など、広域的实施体制の整備に応じて、事務権限の移譲が可能となるような仕組みもあわせて検討・構築すると書いてあって、広域連合が名指しで書かれてあって、初めから否定するようなものを名指しで書いておくはずがないわけですから、したがって、そのための修正を法律上、加えるというようなことがあるかもしれないけれども、広域連合が初めからダメだというようなことを政府の一員の方が発言するのはおかしいと思うべきだと思うんですね。そういうことを一致して申し上げていくべきだと思います。

これは政治家も官僚も、組織たるものはそういうふうにするべきじゃないかと、そんなふうを考えております。

○委員長（吉田利幸） 上島委員。

○上島一彦委員 まさに政務三役の発言は、閣議決定に反するものであります。この際、我々は、地方議会の議員としても、特に政党というのは、国、県、市という関係の中で、上意下達ではないですよ。まさに国出先機関の原則廃止というのは、政治家も、そして官僚も抵抗している中で、我々地方議会が知事と力を合わせて、これを勝ち取っていかなくてはならないところでもありますので、ぜひとも既成政党の議員さんは、これは国とたもとを分けても仕掛けていくということが必要かと思えます。地方議会の意地を見せる場でもあるかと思えますので、よろしく願いいたします。

○委員長（吉田利幸） それでは、山口委員。

○山口 亨委員 鳥取の山口でございますけども、今、上島委員が言われたとおりでございます。本当に前の政権、自民党では形式的なものになっていて、民主党政権になってからはご承知のような形で、政治主導という形で、政権担当をされ、理想は理想でこのとおりなんですけども、現実の問題として、やっぱり予算と人事権とか、こういうものを持っておって、なかなか国会議員さんが地方の声を斟酌しないということ。それから、関西連合が先陣を切ってこういう問題に取り組んでおられることも私は大きく評価する訳ですけども、政令市の方も同じような権限を持って地方でやっておられるわけですが、地方6団体そのものが後押しをしなければ、なかなか解決できない問題であるということと、それから権限を国会議員さんが地方に渡すということに大きな抵抗があって、言うだけは理想を掲げているんです。私はもう一回、地方6団体が頭をそろえて、先陣を切っておられる関西連合、これが先頭に立って協力的にやらなきゃならんということを重ねて言いますけれども、政令市も含めて、地方主権の実現に向けて対抗しなければならないんじゃないかと、こう思っておるところでございます。

ですから、地方6団体、その中で中心的な存在をなしておるのが都道府県知事であったり、行政の責任者である。それから、私ども議会人としては、政治家に対するアプローチをどうするかと、こういう形で今まで私は対応してきた。そういうことをしないと、関西連合だけ、あるいは九州とか、こういう形では足元を見ておるんじゃないかと、こういうことがありますので、先頭に立って知事会とも、あるいは6団体とも連携を保ちながら、する必要があります。同時に、国会議員に対するアプローチをどうするかということを真剣に考えて実現することがいいんじゃないかと、こう思っております。

○委員長（吉田利幸） 仁坂副連合長。

○副広域連合長(仁坂吉伸) 今の点につきましては、閣議決定まで至った経緯を考えますと、少なくとも知事会はこぞってそういうことをお願いをしてきて、それで何度も運動してようやくここまで来たということだと思います。そういう意味では、何も関西と九州だけが騒いでいるわけではなくて、全体が地方分権を求める。その中で政府が出先機関からやるというのは、それは結構であるから、そこからやれということで、ちゃんとやれよというような状況になっていると理解しています。

6団体も余り詳しくはないんですが、ほとんど同じような状況だと考えておりまして、それをさらに強力に今後とも進める必要があると思います。

幸い我が関西広域連合の中には、全国知事会長がおりますので、知事会長にも頑張ってもらって、声を合わせて、今の非を鳴らしていくというべきだと考えております。

○委員長(吉田利幸) 山口委員。

○山口 亨委員 国会議員対策も私どもやりますけれども、特に民主党は政権を持っておりますので、かえって民主党の方がなかなか権限を持たせないんじゃないだろうか。やっぱり政権の座につきますと、なかなか権限を渡そうとしないのだと思います。私どもは議員としてやりますけれども、行政の責任者として積極的に対応をしていただくことが必要じゃないかと思います。その点について。

○委員長(吉田利幸) 仁坂副連合長。

○副広域連合長(仁坂吉伸) よく承りまして、努力いたしますと申し上げたいと思います。

○委員長(吉田利幸) 山口委員。

○山口 亨委員 例えば、私は鳥取でございますけれども、国の出先機関の中で中国地方でやるものと、中四国でもう統合されたものとある訳です。ですから、こういう機関については、具体的にこういう形でやりますと、責任持ってやりますので、権限をもっと、ひとつ財源を持たせてくれと、こういう具体性を持ったアプローチも必要じゃないかと思います。環境事務所もありますけれども、これなんかはたやすくできるんじゃないかかろうかかと思えます。国土交通省関係、農林水産あるいは厚生労働省関係、それから財務省関係とかありますので、ある程度具体性を持って対応されることも必要じゃないかと思えますけれども、どうでしょうか。

○委員長(吉田利幸) 仁坂副連合長。

○副広域連合長(仁坂吉伸) ちょっとご説明をいたしますと、まず地方分権推進、それから出先機関の原則廃止と、こういうのが出てきましたんで、じゃあどうやってこれをやるかということを広域連合の委員会の中でもよく議論いたしました。その結果、丸ごとという概念が出てまいりまして、丸ごとというのは、多分、仕上りの姿としては原則廃止なんですけれども、この部分は廃止できないとか、この部分はよかろうとか、そういうことに最終的にはなると思っています。だけど、そういうことを言っていると、これは嫌だ、あれは嫌だとワアワア言うので、まず、とにかく丸ごと移管してもらって、その上で料理をしようという戦略にしようというのが委員会で決まったことでもあります。私個人はいろいろ議論をしましたがけれども、決めたことですから、それに今、同調をもちろんしております。

その上で、さらに片山前大臣との関係で、橋下委員長がそのやり方について話をいたし

ました。片山前大臣から、一遍にやると大変だから、三つ出してくれと。これはなかなか論理的ではないんですけども、それも動きだから、三つこうということで、それで環境事務所を含む3局、この三つについて先にやってくれというふうに申し上げていたところ、大臣はやめられ、閣議決定も危うくなり、それで丸ごとどころの話でなくなっているというのが現在の危機感でございます。

○委員長（吉田利幸） 富田委員、どうぞ。

○富田健治委員 国会議員とか国の機関というのは、余り権限を地方に渡したくないというのは初めからわかっている訳でしょう。我々地方議員も、この話が進まなかったら国会の選挙やりませんと、一切しないというぐらいの決意でないとかかんわけです。

たまたま私は民主党なんですけれども、民主党は実にけしからんと思う部分の中でしっかり言ってます。我々自身も、自助努力というか、それはやっていますし、ですから、あやしい、あやしい、けしからん、後ろ向きやて言うてるよりも、最後、川端さんは閣議決定で、そのとおりにやりますとこう言ったわけです。国の言い訳を聞いていても、苦し紛れの言い訳ばかりでしょう。

ですから、我々は、何もおかしいことはない。民主的な手続を踏まえて、意志もしっかり備わっているし、統合されているということと言わないかんし、苦し紛れの言い訳ばかりになっている。これをずっと見ていたら、本当にくだらないことをよく言うなというぐらいで、しかし、国はそれほど追い詰められているとも言えるわけでしょう。それなりに覚悟をしてきたのかも知れませんが、いいように取れば。ですから、ここは一遍、この動きをとらえて整理していただいて、国に閣議決定を守らないような人は交代したらいい訳です。

ですから、国会議員さんも衆参全部で722人いるわけです。それが、数はこれで多過ぎないかということになってきたらえらいことと思っているかも知れませんが。ですから、これはここ一番、我々は、関西広域連合として二言のないように、決めたことに向かってしっかりやってもらうということをきちんとおっしゃってください。議会も何もかも寄ってたかって言うことは、大事だと思いますので、ぜひ頑張ってください。我々も頑張ると言うことだと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（吉田利幸） これは要望でよろしいですね。

○富田健治委員 はい。

○委員長（吉田利幸） それでは、日村委員。

○日村豊彦委員 地方分権を進めるのに、本当にじくじたる部分があって、中央へ頭を下げて陳情をする陳情政治をやめましょうということを陳情しなきゃならない。だから、今度の本当に丸ごと移管の話にしても、来年の通常国会に法案提出をして初めて具体化になるわけですね。では誰が法案を提出するのかというと、恐らく議員立法じゃなくて政府提案ということでしょうと我々が言っている、彼らが法案を提出しない限り、何も動かないということになってしまう。

ということになると、もう理屈から丸々権力闘争みたいな話になってくるんですが、それぐらいの覚悟なり戦略が要るのではないかなと。ではどうすればいいのかと云ったら、すぐに出てきませんが、それぐらいの認識が要るのかなというのが一つです。

もう一つは、どうもこの間の議論というのは、地方分権の話と出先機関の権限を広域連

合が取りましようというものが、ごちゃまぜになっているような気がしてしょうがないんですよ。

本来、地方分権というのは、国交省が国内でやっている箇所づけを含めて、全部、地方がやりましようというのが地方分権なんですけど、今度の話は、所詮と言っただけでも、出先機関の話なんです。頭に国交省があって、全国幾つかある地整局のうちの一つが広域連合になってくるとか、何にも国の権限なりをごっそりと全部取っちゃうという話ではなくて、あくまでも出先機関の話なんだと。では出先機関の権限というのは、どれぐらいあるのかということ、やっぱりきちっと示すべきだと思うんです。示すべきというか、我々もきちんと説明しなきゃいけないだろう。

かつて建設省のころに近畿地方建設局、私の記憶ではあの当時、近畿地建に要望に行くという事はほとんどなかったと思うんです。県の職員にしたって、恐らく交渉に行っていたと思うんです。それがいろんな役所の改革の中で、国交省になった。国交省になってからの地整局というのは、結構、箇所づけの一時整理みたいなことをやるようになって、霞が関の分が少し薄くなってきている。つまり国交省の中では、そういう意味では地方へかなり権限を渡してきているということではあるんですけども、所詮それは役所の中の一機関ですから、それを国交省が持っているものを全部取っちゃうんだということ、どうもごちゃまぜの議論になっているのではないかと。

だから、私はやっぱりまず、予算が幾らとかいう以前に、実態論として、地整局や経産局や環境事務所が、その省の中でどれぐらいの権限なり力を持っているのかというのを整理しておく必要があるんじゃないかと思うんです。

それにつながって、老婆心ながら申し上げると、予算の配分は依然として国交省だと。仮に広域連合が丸ごと移管を受けたとしても、頭は国交省ですから、そして各地整局があって、関西は自分の直接の部下ではないということになったら、ちょっとここは予算を少なくしてやろうかというのを、少し心配するんですけど、それは別に置いておいて、私はそういう意味で、本当に出先機関が持つておる権限というのは、実態がどうなんだと。各府県の職員は、それほど経産局にしても地整局にしても環境事務所にしても、日々、近畿の出先機関に行かないといけない程、すごい権限が今あるのかどうか、その辺も実態論として示して欲しいという気がしているんですけどね。

○委員長（吉田利幸） 仁坂副連合長。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 実は、私もそう思います。それは広域連合の委員会の中で、かなり熱心に議論したところであります。

実際問題としては、箇所づけとか、あるいは政策決定とか、ほとんど本省が握っているといったらおかしいですが、持っています。したがって、地方分権の中で、国の出先機関の移譲というのは、全てではないということは共通の認識になっております。

もともと地方分権についていろんな議論がずっとあって、なかなか進まなかった。それは地方に移すべき根っこの仕事は何だということ、をずっと議論してきたんだけど、みんな嫌だ嫌だというものですから、なかなか進まなかったんで、これは出先機関でいきましようというふうにならなかつたんだらうと思います。それで閣議決定をした。

それならば、第一歩としてこれはきちんとやってもらおうじゃないかというふうに関西広域連合でも考えて、議員ご指摘のような中身は一応置いておいて、丸ごとで移管しても

らった上で、そういうことも整理しながらやっっていこうじゃないかと。それは出来ないわけではないと。例えば関西だけが広域連合に整備局が移ってきて、残りのところはそうではないという状態が一時的にあったとしても、それはいろいろな話し合いをすることによって、関西が箇所づけで全然ひどい目に遭うということでもなかろうという前提で、我々は今、実施しているということだと思います。

これはあくまでも要件としてこの閣議決定があるから、そういう方向へ動いてきたから、ではそれを根本から否定してそもそも論をやるんじゃないかと、それに乗っかっていこうというふうに考えて私は行動しているわけです。ですから、根っこはいいかげんだったということになれば、これはどうしようもないかと、これは抗議をしないといけないということだと思います。ただ、これが完全にできたとしても、まだ地方分権はすべてではないと、私はそう思っております。

○委員長（吉田利幸） 尾崎委員、どうぞ。

○尾崎要二委員 今、全てではなくて一部だと。確かにこれは一部だと思うんですよ。ましてや、これぐらいだったら、うんと言いやすいだろうということで、三つに絞って、それでこれだけ関西広域連合が注目されて、わかりやすい言葉で「丸ごと」という言い方もして進んできて、閣議の決定があるからどうだこうだと言いながら、今のこの状況というのは、私はこれは大変な状況だと思うんですよ。

災害やそれ以外の部門で、それなりの地域の皆さんの期待に応えられるような動きもいくつかある。おかげさまで和歌山県も大変お世話になったというような迅速なスピードでやっていただけたというような、そういう光るところがある反面、関西広域連合が掲げる御旗というか、そのメインの一つですよ、それは。関西広域連合自体が存在価値を問われるという位の思いで対応していかなければ、最近の流行というのは言いつ放したらいいと。その見本は内閣が示していて、言うのはいくらでも言って、後で変えたらいいやと。それで、関西広域連合に丸ごと移管と。その「丸ごと」というのは全く頼りない内閣の話を丸ごと信じて騒いだけかと言われるようなことになったら、これは大変なことになる。信頼も何ひとつ無くなってしまうということ故に、三つでも実現に向けていかなければ、これからいろんなことを言っても、まず対外的にも、また地元に関しても大変な批判も出るし、信頼を失うという形になるのではないかなということと同時に、先ほど各議員が言われているのは、何とかみんな力を合わせて頑張らないと大変だよということを言われていると思うんです。

ただ、内閣で決まったから、また、こう言いましたからというような頼りない話だけで、閣議決定ですら頼りないと言わざるを得ないような状況の中でも押し切っっていこうと思えば、それぞれ余程追い込んでいかなければいけない。正論でいろいろと示したらいい、ああしたらいいということも大事でしょうけれども、追い込んでやるぐらいの気持ちでなければ、やっぱり逃げようとするよ、したくないんだから。

ですから、各論になってきたら、逃げようとするわけですから、今、内閣の「川端さんが」「川端さんが」と、随分、名前を言われた。これも明日にはどう変わるかもわからない。ただし、我々はそれを信じて、前向きな話を信じて一生懸命来たならば、それをきちんと詰めていくようにしなければならぬし、国会議員にも、それぞれの府県で、もう次、当選できないぐらいの気持ちで声をかけようではないかと。声をかけたら国会議員は、県

議会の先生方、そんなに言う程自分のために動いてくれたかと言り返されるようなありさまでは話にならんと。それ故に、それぞれお互い言うなら、やっぱり議会のメンバーも腹くくって言わなきゃ、やろうとしないという基本があるということを理解した上でお互い頑張っていかないと簡単にはいかないと思う。ただし大きな看板ですよ。関西広域連合を設立して、これまでマスコミに取り上げられて注目されている。できなかったと言えば、何のためにしたんだと言われかねないぐらいの大変なことだから、お互いに議会も委員会も力を合わせてやらねばならんという共通認識だけは今日はお互いしておけたらと思います。

○委員長（吉田利幸） 今の尾崎委員の話が全てだと思うんですが、これは現実には、もちろん議会も、それから広域連合長、それから副連合長、それから橋下知事が委員長ですから、このもとで密度濃く、スピーディに、できることは全てやるというような意志をもってやらなければ、今、尾崎委員が言われたように、看板倒れみたいなことを言われるのも現実だと思いますので、我々はその危機意識を共有して全力を尽くしていきたいと思っています。

それぞれの議会にも関係しますから、十分、広域連合議会議員は、帰られたら必ずや、議会にもそのことを共有化していただけるように取り計らいをお願いを申し上げて、次の項へ移りたいと思うんですが、よろしいですか。

それでは次に、災害対策について、藤原広域防災局長からご説明をお願いします。

○広域防災局長（藤原雅人） 広域防災局長の藤原でございます。私から、台風災害の状況、それと支援の状況についてご報告を申し上げます。

前回の総務常任委員会であらかたご報告申し上げたところではありますが、時点が変わっておりますので、改めてご説明をさせていただきます。

まず、初期対応であります。関西広域連合といたしましては、9月2日、3日と降り続いた雨の中で、6日の早朝、関西広域連合の職員2名を和歌山県に派遣をし、情報収集に当たったところであります。

2に書いておりますのは、物的支援でございます。飲料水でありますとか、あるいは携帯用のポリ容器でありますとか、ここに記載のとおり、仮設トイレ等の支援物資を送らせていただいております。

2ページをお願いいたします。

人的な支援であります。家屋被害調査の研修あるいは災害救助法の適用に向けた実務的な研修のために、兵庫県から合計3名の職員を派遣いたしております。

それと、東日本大震災で、岩手県に和歌山県の土木の技術者が派遣をされておりました。その方々には、ぜひ、自らの和歌山県で活躍をいただきたいということで、復帰をいただいて、その代替派遣を関西広域連合、ここに書いておりますように、大阪府3名、兵庫県2名、京都府1名、合計6名、代替派遣をいたしております。

それから、和歌山県及び奈良県から、公共土木施設の復旧支援ということで、土木技術の技術系の職員を派遣してほしいというご要請がございました。34名、合計ございました。その中で関西広域連合では、合計12名派遣をいたしました。また、関西の4政令市、京都、大阪、堺、神戸市の政令市にも協力要請いたしまして、そこからそれぞれ派遣をいただき、8名を派遣をいただきました。さらに政令市以外の市ですが、4名派遣をいただいております。

ます。

それだけでは賄い切れないということで、今、後ほどご説明いたしますが、九州地方の知事会と相互応援協定を結ぼうとしておりますが、九州にも協力を要請いたしましたところ、10名の土木技術職員を派遣するというふうに協力をしていただけることになりました。

あわせまして、34名。和歌山県庁に19名、田辺市に10名、奈良県へ5名、合計34名を派遣するというので調整が済んだものであります。

3ページであります、ボランティア活動であります。

これはご覧いただくだけで結構かと思いますが、まだまだ那智勝浦とか、まだボランティアの必要な地域もあるようでございますので、今後もボランティア主体で、社会福祉協議会が中心になったボランティアの派遣を行うこととしております。

4ページには各府県の社会福祉協議会から、ボランティアセンターの運営の支援をしようということで、合計で延べ146名にのぼる職員を派遣しているところでございます。

さらに、義援金、5ページでございますが、義援金の開設は、前回ご報告したとおりであります。

避難状況につきましては、3項として以下つけておりますが、この後、和歌山県から和歌山県の被害状況についてご報告をいただくことになっているようであります。

次に、資料4-3をご覧くださいませでしょうか。

先ほど職員派遣で九州地方知事会が協力をいただけるというようなお話を申し上げましたが、現在、関西広域連合と九州地方知事会との相互応援の協定について協議をしているところでございます。基本的には年内をめどに今、鋭意作業を進めております。

九州地方の9県、山口県なども含む9県で構成をいたしております九州地方知事会との相互応援協定、つまり遠隔地であることが、同時に被災をしないということで、応援の実が挙げられるのではないかなという考えから、九州地方知事会と相互応援協定について、今現在、進めているところであります。

対象の自然災害だけでなく、その他緊急事案を対象としたらどうかというご意見も九州から出ております。その辺のことにつきましても、関西広域連合内あるいは九州地方知事会内で調整を進めまして、近く合意を取りつきたいと、このように考えております。

応援の種類はここに1から7まで書いていますとおりであります。

応援の方式につきましては、東日本大震災で一つカウンターパート制が有効であったという経験、そういったものを中心に考えていきたい。

ただ、カウンターパート制に余りこだわり過ぎても、それぞれの構成府県が持つ特性は生かす必要がありますから、余りカウンターパート制にこだわり過ぎても駄目かなと。その辺のところは最も効果的なものを目指していきたいと、このように考えております。

5番目に書いております自主出動というのは、東日本大震災でもありましたが、いわゆるスピード感を持って支援を行う。そのためには押しかけ支援と言われるスピード感のある支援をするべきではないか。したがって、被災府県は、大きな災害を受けたときにSOSを出すゆとりがない、あるいは大きな被害を受けたところほど情報が入らないというのが、これまでの我々の経験でありますので、情報は自ら取りに行く。そして、必要な支援をします。そういうことで要請が来る前に自主的に出動し、支援をするということも盛り込んでいきたいと考えてございます。



その資料の裏でございますが、九州地方とは平時から様々な交流を通じて、情報交換あるいは情報伝達訓練なども実施をすることとしたい、そういうことも盛り込んでいきたいと考えてございます。

事務局につきましては、関西広域連合は広域防災局、九州地方知事会では会長県の防災担当部局が当たるということで、これについては合意をいたしています。

その他経費のあり方でありますとかいうものについて協議を今、進めているところであります。

協定の時期は、基本的に先ほども申し上げましたが、年内を目途に締結に向けて調整を進めていくということであります。

その他、全国の協定などのこともありますので、全国知事会の協定などとの整合性も図りながら、相互応援協定を締結したいと、このように考えてございます。

私からは以上です。

○委員長（吉田利幸）　どうぞ、山口委員。

○山口　亨委員　鳥取県議会の取り組みでございますけども、2人が選出されておりますので、議会報告の中で、関西広域連合委員会の構造を報告しようと、こういう形でやらなければ、関西広域連合の認知度が県民に余り広がらんじやなかろうかと、こういうことでやっておりますということがまず一つ目で参考にしてもらえたらと思っております。

それから、二つ目です。お願いでございますけれども、今、鳥取県は7分野の中の二つ入っております。観光・文化振興と広域医療ですけれども、この間の議会の中でも私ども、産業振興分野に入らせていただきたいと提案し、議会の合意と知事の合意を得ておりますので、11月の定例会に知事が提案をするかと思っておりますので、よろしく判断をしていただきたい、これが二つ目でございます。

それから、12月10日の総務常任委員会、京都で広域医療と広域観光等の調査ですけれども、鳥取は、ご承知のようにユネスコで山陰ジオパークが指定されており、広いエリアでございまして、余り認知度が少ないということなので、京都府、兵庫県、観光とかそういった分野の人の意見を聞く機会を作っていただいたらありがたいと思っております。その点をひとつお願いしたい。

それともう一つ、今日聞きますと、この連合というのは、追認機関という形で、例えば今、資格試験の話がありましたけれども、いろいろ質問がある訳ですから、事前にこういうことをやるというようなことを議員に知らせていただいて、追認機関じゃなく、やはり検討する機関に位置づけをしてもらった方が、議会としてはステータスが上がるんじやなかろうかと、こういうことを議会に提案しておりますので、これは参考にさせていただければと思います。

途中でございますけども、是非よろしく申し上げます。

○委員長（吉田利幸）　それでは、これらは議長で預からせていただいて、当然、連合委員会とも対応させていただきたいと思っております。

山口委員、ちゃんと預からせていただきますので、どうもありがとうございました。それでは、お気をつけて。（山口　亨委員　退席）

それでは続行して、引き続き、宇恵広域防災局参与からの説明をお願いいたします。

上恵広域防災局参与。

○広域防災局参与（宇恵元昭） 防災局参与で、和歌山県の危機管理監の宇恵でございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、私からご説明をさせていただきます。

まず、資料でございますが、お手元に、～紀伊半島大水害～まけるな！！和歌山、台風第12号に伴う被害・支援状況等についての資料をご覧いただきたいというふうに思います。

資料の1ページ、2ページでございますが、台風第12号は、紀伊半島を中心に、広い範囲で大雨をもたらし、各地で総降水量1,000ミリを超え、一部の地域では2,000ミリを超えるなど、9月4日未明から明け方をピークに降り続け、広範囲において観測史上の記録を更新いたしました。そのため、県内全域にわたり河川の氾濫であるとか浸水、また土砂災害が多発しまして、資料3ページから5ページのとおり、甚大な被害が発生をいたしました。

県といたしましては、9月2日から配備体制を敷き、9月4日8時には災害対策本部を設置し、9時に第1回会議以降、10月3日には第28回会議を重ね、自衛隊をはじめ関係機関と連携をし、人命救助を最優先とした救助救援活動、災害復旧活動及び被災者への支援活動を全力で行ってまいりましたが、死者と行方不明を合わせて55名にのぼる大災害となりました。被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方々にご遺族の皆様に対して深くお悔やみを申し上げる次第でございます。

次に、この災害への対応といたしましては、資料6ページをお開きをいただきたいと思っております。

インフラ復旧の前提となる道路復旧につきましては、国土交通省、地元市町村、地元業者等の協力を得まして、復旧に全力を挙げて取り組んだ結果、国道・県道など160カ所で通行止めとなっておりましたが、10月7日現在、残り17カ所にまで復旧することができました。

また、孤立集落につきましても、資料7ページのとおり一時最大で40地区、2,563世帯、5,427人の方が孤立状態にありましたが、道路の復旧等によりまして、10月2日には全地域において孤立状態が解消をされたところでございます。また、鉄道、ライフラインの被害状況、復旧状況につきましては、資料の8ページをご覧いただきたいと思っております。

関西電力、それからN T T西日本、J R西日本等各社の取り組みも本当に素早くやっていただきまして、例えば発生直後、11万2,000軒もの停電軒数がありましたが、約10日後の9月14日には100軒を下回り、10月5日をもって完全に復旧をしていただきました。

それから、幹線道路の復旧につきましては、9ページをご覧いただきたいと思っておりますが、災害直後から全力で取り組んだ結果、おおむね復旧のめどが立ちました。ぜひとも皆さん方に、これもご理解いただいて、観光にも来れるんだということも、皆さん方にPRをしていただきたいと思っております。

それから、県内全域の公共施設等の被害状況調査においては、国土交通省のT E C - F O R C E（テック・フォース 緊急災害対策派遣隊）等によって、人的それから技術的支援もいただいて、資料10ページでございますが、田辺市熊野地区の堰止め湖につきましても、法律に基づく緊急調査や県の要請による緊急工事等を国土交通省に対応をいただいているところでございます。

また、陸上自衛隊、それから海上保安庁、それから警察からの支援等につきましては、

資料 11 ページのとおり、行方不明者の捜索、人命救助、がれきの撤去、給水支援など活動いただきまして、多くの人員、ヘリコプター等の派遣をしていただきました。

次に、被災者の生活支援のための取り組みといたしましては、資料 12 ページのとおり、ボランティアによる居宅の清掃、泥かき、災害廃棄物処理など、被災後、早い段階で実施しており、特に災害廃棄物につきましては、県内市町村の協力や他府県の協力、また社団法人であります産業廃棄物協会との協定に基づく処理スキームにより、一定のめどが立ってきたところでございます。これら驚くべき復旧の速度は、昼夜を問わず現場で実際の作業に取り組んでいただいた皆様方と、それを支える本当に皆様方の努力の結晶でございます。ここに深くお礼を申し上げる次第でございます。

また、被災者事業者の事業再建の取り組みといたしましては、資料 13 ページのとおり、中小企業相談窓口の設置や融資制度、利子補給制度の拡大など、現在、取り組みを進めているところでございます。

それから、被災地への職員派遣につきましては、資料 14 ページのとおり避難者健康管理業務、それから市町村役場の補完業務、それから住家の被害認定業務など本当に多岐にわたっており、10月6日現在で、延べ人数で申し上げますと、2,700名にのぼっております。

また、10月からは、先ほどご案内がありましたように、関西広域連合及び九州地方知事会、構成府県から、公共土木施設の復旧のための職員を派遣いただきました。この場をおかりして厚くお礼を申し上げる次第でございます。

それから、ボランティアの受け入れ状況につきましては、資料 15 ページのとおり、各市町において、被災後、間もなくボランティアセンターを設置いたしまして、関西広域連合などの他府県の方も含み、10月6日現在で延べ約1万8,000人の復興支援をいただいているところでございます。

続いて、救援物資の状況につきましては、資料 16 ページのとおり、企業、自治体、関西広域連合等からご支援をいただきまして、10月7日現在で、飲料水、レトルト食品など約37万7,000個の物資を提供いただいております。

最後に、国への要望事項といたしましては、資料 17 ページのとおり、一刻も早い災害復旧の実現に向けた支援及びあらゆる災害に強い県道づくりの推進について、現在、要望しているところでございます。取り組むべき復旧・復興につきましては、いまだ多く残されているところでございますが、全力で取り組んでおります。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（吉田利幸） それでは、説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等があれば。

上島委員。

○上島一彦委員 まず、和歌山県で、今回の台風で被災をされた皆さんにお見舞いを申し上げます。そして、仁坂知事からも冒頭にお話があったように、特に復旧に当たって、土木の技術者が必要であると。あるいは岩手県に和歌山県から派遣されておられた職員さんの代替派遣の話であるとか、ボランティア、その他物的、人的支援のお話をいただいて、先ほども説明いただいたんですが、仁坂知事の率直な指揮系統について、前回の総務常任委員会でもちょっと話題としたところなんですが、この被災に当たっての

関西広域連合の指揮系統がどうあるべきかということについてお伺いをしたいんですが、まず、消防とか警察、自衛隊あるいは海上保安庁といった、こういうプロの方は、自己完結した組織ですから真っ先に活動されるんですが、府県とか市町村といった部分の民生支援について、例えば物的・人的支援について、関西広域連合で一元的にコントロールする必要があるかどうかなんですが、発生後、この和歌山に関西広域連合から職員を派遣されまして、各府県に情報を送られて、要請を送られて、各府県はそれを市町村に、市長会などを通じておろしていくと、また要請していくという流れがあったんですが、実際は、例えば大阪でありますと、大阪市とか堺市だとか、私は箕面市なんですけど、新宮のほうにダイレクトに行って、直接現地の情報を聞いて、物的支援をやっているだとか、バラバラにやるのが果たしてよいのか、あるいは押しかけ支援ということで、ともかく来てやることのほうが意義があるのか、それとも発生直後の状況と初動期の状況と、あるいは復旧期の状況と、必要なニーズが違うと思うんですが、それらを整理して民生支援をこの広域連合でコントロールしていくと、コーディネートしていくというふうな機能が必要であるかどうか、あるいはそういうことがもう果たされているかどうか知事のお考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（吉田利幸） 仁坂副連合長。

○仁坂副広域連合長 まず、重ねて、たくさんご協力いただきました点、お礼を申し上げたいと思います。

その上でご質問にお答えしたいと思います。もう一つ前に、東北大震災のときも、それから和歌山県の大災害の際も、実は一番、指揮命令系統ないしはアクションで問題になると思われて、あるいは問題になったことは、県と市町村間の関係だと私は思います。

東北の場合、市町村が甚大な被害を受けておりまして、実際に職員で亡くなった方も多数いる中で、なかなか機能が果たせなかった。

県の方は割合内陸にありましたから、福島県庁が壊れたとかいうのがありますけれども、比較的機能は果たしていたはずなんです。我々、岩手県を支援するためにいろいろ押しかけ提案をしたりするんですが、ちょっと混乱しているから待ってくださいというようなお答えが随分ありました。現実には大阪府と一緒に、岩手県に派遣していた者からの連絡によると、市町村となかなかうまく連絡がとれない。それは誰を非難すべき話ではないんですけれども、現実の問題としてそういうのがありました。

それをずっと勉強していたものですから、今回は、例えば新宮市とか那智勝浦町などは、被害の大きさに比べて職員なんてそんなにおりません。それにやってはいけないことは、指導すること、それから報告を求めること、これはやっちゃいかんと初めから言いまして、先ほどちょっと資料にございましたように、県がちょっと混乱をしているとおぼしきところは、乗り込んでいって一緒にやろうと。部隊もかなり大量に派遣して、それでさらに近隣の紀北の市町村は割合安泰でございました。そこからの人たちも動員して、それで乗り込んでいったと。民間の方々も随分と応援した。それは県の方がリーチが長いですから、そういうことができるのでございます。そうやってやってまいりました。

そういう意味でお答え申し上げますと、全部広域連合にオペレーションのヘッドクォーターを統合するというのは、具体的には無理だと思います。我々が乗り込んでいったと言いましたけれども、乗り込んでいったということは、県でコントロールを全部している訳

じゃなくて、現地へ乗り込ませて、そこでやっておるという部分が結構ございますので、したがって、すべて広域連合に一度入れてから統合システムで命令をして、実際に動きが出てくるというのは、多分、無理じゃないかと思えます。

現に経験をいたしました、市町村レベルで、もともと例えば町長さんと市長さんの仲がよいとかそういうのがございまして、県レベルの広域連合を経なくても、実質的にどんどん助けてもらっているようなところもございました。

したがって、基本的には、県と市という、県・市、上下関係だけじゃなくて、一体となった対応が多分中心で、それに補足的に自主的な押しかけ支援、それから最後に、私どもがお願いしたように、本当に足りないところ、これを助けていただいているというような形になって、これが現実かなというふうに思えます。

ただし、私が今、申し上げましたのは、県が機能を停止してない場合でございます。例えば、地震等で県庁所在地が大きな被害にあつて、県の機能が停止したときは、ちょっと今の限りにあらずというような気もいたしますが、そこについてはまだ十分な思いをいたしておりませんので、ちょっと保留をさせていただきます。

○委員長（吉田利幸）　大野委員。

○大野ゆきお委員　今回の台風被害、テレビしか見ておりませんが、本当に大変な被害を受けられた皆さんに心からお見舞いを申し上げるとともに、仁坂知事をはじめ関係職員の皆さん、連日連夜の取り組みで1カ月経過しましたけれども、そろそろ疲労が出てくるころだと思いますので、くれぐれもご自愛いただきたいとはじめに申し上げておきます。

テレビでしか見ておりませんので、気になる点が二つほどございました。一つはボランティアの関係で先ほどご報告がございましたが、テレビの特集等を見ておりますと、東日本に比べますと非常に少ないという報道があったように思います。特に、高齢者の家では土砂が入ってしまって、それを出すのに誰もいないと。順番待ちで、100番も200番とも言っておったような気もしたんですけども、その点については、その後、改善はされましたでしょうか。まず、1点目をお聞きしたいと思います。

○委員長（吉田利幸）　仁坂副連合長。

○副広域連合長（仁坂吉伸）　実はこれも東北の事例で嫌というほど痛感していたんですが、まだ受け入れ準備ができておりませんから、もうちょっと後でとおっしゃるんですね。これは明らかに間違いで、それを予測していたものですから、もうすぐ受け入れろと言って、別にボランティアの方は現地で大事にされようなんて思って来てくれるわけじゃないんだから、献身的な気持ちで来てくれるんだから、どこでも寝るし、自分で食事なんかも用意してくるよと。そのお気持ちを大事にして受け入れればいいんだと言って、あつという間に市町村の受入れのボランティアセンターを作ってもらいました。

今度は、広域連合にお願いするとともに、和歌山県の中でも、これは定義に反するかもしれませんが、ボランティア借り出し隊を作りまして、ボランティアのリクルートをいたしました。

ボランティアって、本来、勝手に来られるわけですけども、勝手に来るだけだと、知名度が余りにも低いので来ない市町村が現われたんです。それは、死者がなかったところ、これはニュースで全然やりませんので、ボランティアも来てくれません。そういうときに

は、広域連合から来ていただいた方とか、あるいは和歌山県でリクルートした人とか、人手が全く足りないところへ送り込むというようなオペレーションをしておりました。

その結果、実は後片づけと泥かきという、ボランティアに我々が頼みたいと思っております作業が、2カ所を除きまして全部完了をしております。その2カ所というのは、余りにも被害がひどかった那智勝浦町的那智谷の流域と、それから新宮市の熊野川の流域、旧熊野川町、そこが余りにもひどいので、そのところはまだ終わっておりませんが、あとのところはボランティアセンターも全部廃止して、ありがとうございますの状態になっております。引き続き、わかっている限りはそういうところへ送り込むということになります。

全体として言うと、議員がおっしゃるように、明らかに知名度が低いわけでございます。ですから、東日本だったら日本全体の共感と同情を得て集まってこられるものですから、物すごい数になったんですが、和歌山県、奈良県、三重県の災害の場合は、初めのうちはどんどん報道されますが、そのうちに熊野の天然ダムばかりになってしまって、それで泥で苦しんでいる人が一杯いるのにと行って、我々も焦っておりました。

しかし、実は文句を言っただけではいけないので、関西一円から、それから関西以外からも随分多くの方が来てくださって、それで今のような状況になっているということです。多分、あと2週間ぐらいで、我々の希望としては、残りのところも全部片づくといいなと思っております。そのために少なくとも県内では全力を挙げようと。皆さんもぜひご協力いただければと、そういう状況でございます。

○大野ゆきお委員　よくわかりました。大変ご苦労があらうかと思いますが、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

今も知事から出ました中で1点だけ土砂ダムのことですね、あれがテレビに出てまいります、大変な規模のダムがございまして、また大雨が降るといつ崩壊するかもしれないということでご心配もあらうかと思いますが、これの大体めどというのはついておりますでしょうか。

○委員長（吉田利幸）　仁坂副連合長。

○副広域連合長（仁坂吉伸）　これについては、はっきりとめどはついておりません。ついておりませんが、実は今、どうしているかという、これが崩壊して最大及ぶ範囲内、それを想定しまして、その中に入っておられる住民を警戒区域に指定して、警戒区域だと強制力が伴いますので、嫌なんて言わないで、もう避難してくださいと言って、安全なところに移っていただいております。

その上で、土砂ダムについては、和歌山県も、かつてやられたことがあるんですが、制圧した経験がありません。したがって、全国であっちこっちで発生するものですから、その知見のある国、国土交通省、何も近畿地方整備局だけではありません。国土交通省にお願いをして、それで現在やっただいております。

どうやるかという、上流のほうに道がありますので、上流のほうから重機を入れまして、それで溜まっている水をポンプで出します。と同時に、それを見ながら、川の道を作ります。これは石を金網で固めて、それで簡易の川を作ります。そこで、次に溜まった水も全部そこから流れるようになると、仮応急復旧ができる。そうすると下流で作業をしても大丈夫ということになるということだと思います。

今のところ、国交省はめどを明らかにしておりませんが、最近の打ち合わせによれば、これはまだ発表されていないと思いますけれども、実は溜まっている水の量は、当初考えていたよりも、ちょっと少ないことも判明しまして、したがって、どんどん作業が進むと大型のポンプも中へ入りますので、水を加速度的にどんどん出しながら作業を進めて、できるだけ早くやってもらいたい。年内は難しいというような報道もありますけれども、できるだけ早く応急復旧だけはやってもらいたいと思って、お願いをしつつ協力しているところであります。

○委員長（吉田利幸） では、ちょっと時間の関係もありまして、最後に9月24日に開催されました広域連合委員会等の内容について、ご意見、質問があればお聞きしたい。

中小路委員。

○中小路健吾委員 1点だけお聞かせをいただきたいんですが、電力の関係なんですけれども、今年の冬に向けて節電の要請ということが、多分、避けられないだろうという状況の中で、この夏の節減対策に向けたいろんなデータを含めた統括を今、エネルギー検討会でやっていただいていると思うんですが、この冬に向けてのスケジュール感だけ、ざっとどういう頃に具体的な取り組みをやっていこうとされているのかだけ、1点お聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（吉田利幸） 中塚本部事務局長。

○本部事務局長（中塚則男） 昨日、一昨日と新聞でも報道を若干されていましたが、その場で決まるかどうかは別としまして、それまでに事務的に関西電力とも資料提供をいただいて、議論を積み重ねて、この冬の節電対策について議論をしたいというふうに今、予定を組んでおります。

なお、政府のエネルギー環境会議が24日の週に、全国、関西も含めてですけれども、需給の状況の議論をされるというスケジュールを組まれていますので、その結果も踏まえて、できれば27日にそういう議論をしたいということに関電側とも相談を進めています。

これは滋賀県、大阪府が所管で、現在、エネルギー検討会の部会で進められていると報告を受けております。

○委員長（吉田利幸） 山口委員、どうぞ。

○山口信行委員 この関西電力の件ですけれども、聞くところによると、「節電」「節電」言っているけれども、家庭のオール電化はどんどん進めていると。代替エネルギーを求めてでも、今、いかに乗り切るかという時に、関西電力は今、オール電化を進めているというのは、一旦止まるべきではないのか、それはどこまで進めているのかを一回調べて、きっちりした方針を立てないと、おかしいという意見がある。

今、関西電力は進めていると私は聞いているので、一回事務局で調べてもらいたい。お願いします。要望です。

○委員長（吉田利幸） 日村委員。

○日村豊彦委員 今度、京都でやるときにお尋ねしようかと思っていったんですが、既に政府提案を行われるということなので、古典の日の法制化の話ですけど、私は、自分の趣味からいって、古典というのは大賛成なんですけど、中身も何も聞いていないうちに政府提案をすることまで決まってしまうている。だから、追認になっているというのは、そういうことだろうと思うんですね。

少なくとも中身についての説明を同時進行でもらわなきゃ困るなど思っております。

それから、先ほどのことで誤解のないように出先機関のことで申し上げておくんですが、私が申し上げたのは、何もそもそも論を蒸し返すとか、あるいは今度は出先機関の話なので、非常に限定された小さな話ですよと冷や水を浴びせているわけでもありません。

私自身が、ある国会議員から言われて経験したことなんですからけれども、慎重にやりなさいよという言い方の中に、あたかも国交省の権限なり何なりが全部広域連合に行っちゃうと、自分の両手両足が全部とられるみたいな大げさな言い方をして、慎重論や反対論を唱える人がいたものですから。私は、さっき言ったように、かくかくしかじかで、こんな小さな話じゃないですかと。我々からすると、目指すべき地方分権からすると、本当にささやかな一歩なんだと。将来、歴史的に振り返ったときに、あれは大きな出発点であったと言われるかも知れないけど、こんな事ですら、あんたら反対するのなら、話にならんやないかということ、私は国会議員に言ったので、ですから、ごちゃまぜの話にならないようにしたいなと思いましたので、これも答弁は要りません。

すみません、お時間をいただきました。

○委員長（吉田利幸） どうもありがとうございました。

仁坂副連合長。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 今、お話がありました、事前にできるだけ方針とかそういうものを皆さん方にご相談するというのは、本当にやるべきだと思っております。

なかなか技術的に難しいときもあるんですが、和歌山県におきましては、これは単なる和歌山県の例なんです、広域連合委員会では、ハブニング的議論もたくさん出ますので、出たことはすぐに、実は両議員いらっしゃいますが、報告をして、それでちょっと話し合いをして、次はまた臨むというようなことをやっております。それはまねをしると言っている訳ではございませんので、そういうふうに、何らかの形で各府県とも努力をするともに、広域連合全体としても、できるだけ皆さんに方針を色々わかっていただけるような努力をしてまいりたいと考えております。

○委員長（吉田利幸） どうもありがとうございました。

それでは、ちょっと予告をしていた時間を過ぎましたが、それぞれ資料を要求したこともありますので、ぜひともよろしく願いをしておきます。

それでは、以上で、この総務委員会を閉会いたします。

どうも本当に長時間にわたりましてありがとうございました。

午後 3 時 51 分閉会



関西広域連合議会委員会条例（平成23年関西広  
域連合条例第14号）第28条第1項の規定により、  
ここに署名する。

平成23年11月

総務常任委員会委員長 吉田 利幸